

「水位計保守」に係る見積合せ及び契約について

- 契約は単価契約です。
- 見積は単価で行いますので、仕様書を確認のうえ、見積書には 1回あたりの単価を記入 してください。
- 見積書は、円単位まで記載することができます。決定金額（契約単価）は、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額とします。ただし、支払いの段階で、契約単価に発注数量を乗じた金額の円未満の端数は切り捨てられます。
- 予定数量は、過去の実績に基づき算出したおおよその数量であり、その数量の履行を確約したものではありませんので、見積単価の算出にあたって、十分留意願います。
- この単価契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。